



戦没者等の遺族の皆さんへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

今日の日本の平和と繁栄の礎となられた戦没者等の尊い犠牲に思いを向け、改めて弔慰の意を表するため、国から戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給されます。

支給対象者は？

令和7年4月1日（基準日）に、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない遺族の中で、支給順位（①～④）の高い人1人を対象に支給

支給順位

- ① 弔慰金の受給権者（配偶者など）
- ② 戦没者の子
- ③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④ 戦没者等の三親等内の親族で、死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人（甥、姪など）

※特別弔慰金は、遺族を代表する1人が受け取るものです。遺族間の調整は、記名国庫債券を受け取った人が責任を持つて行うことになっています。

支給額は？

額 面／27万5000円
令和8年から5年間、年1回、償還日（4月15日）以降に、5万5000

問合せ

福祉総務課
☎(55) 2757 FAX(52) 2260
E fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

既に手続をした人へ

審査や国庫債券の発行に一定期間を要するため、支給までに半年から1年以上お待ちいただく場合があります。

国から市役所に国庫債券が届き次第、文書でお知らせします。

請求窓口は？

請求窓口は、請求者が住む市区町村です。請求に必要な書類などについては、請求窓口にお問い合わせください。

令和10年3月31日

いつまでに請求するの？

円ずつ記名国庫債券で支給されます。請求手続のときに、償還後の支払いを受ける場所として、希望の郵便局などを指定していただきます。



仕事や生活で、困り事はありませんか？

ユニバーサル就労支援センター

ユニバーサル就労支援センターは、仕事のことはもちろん、生活のことなどあらゆる相談に応じ、相談する人の状況に合わせて適切な支援を提案します。相談内容によっては、ほかの相談窓口と連携して支援します。

●就労支援

ユニバーサル就労は、働きづらさを抱えた全ての市民を対象とし、一人一人の働きづらさに応じた、オーダーメイド型の就労支援を行っています。就労準備、職場見学、就労体験から就労に至るまで、様々なステップが用意されていて、利用者それぞれの状況に応じた支援を提供しています。



▲支援の流れを動画で紹介

●生活相談

「生活費が足りない」、「借金が返済できない」、「住まいがなくなりそう」など、生活上の困り事について相談に応じます。

また、毎月第3木曜日には、ユニバーサル就労支援センターで、予約制の法テラス出張相談会（弁護士相談）も実施しています。

問合せ

富士市ユニバーサル就労支援センター
生活支援課 ☎(55) 2886 FAX(55) 2987
E fu-seikatushien@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

ひきこもり支援の流れ



●ひきこもり支援
本人や家族から、ひきこもりの状況や、抱えている悩み・課題について支援員が丁寧な話を聞き、相談内容に合わせ、必要な支援を行います。相談窓口まで行くことが難しい場合は、本人の希望があれば自宅への訪問もできます。秘密は厳守します。まずはご相談ください。

